

都道府県推進計画

都道府県名	青森県
-------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに都道府県計画に則して実施した活性化事業の総括・評価	
(1) 消費生活相談体制	
○管内市町村	
消費生活相談窓口の設置自治体が、平成 20 年度に比べ増加し、消費生活相談窓口の未設置自治体はゼロとなった。また、消費生活センター設置自治体も、平成 25 年度末時点で 6 自治体となり、平成 20 年度の 3 自治体から倍増した。	
特に、平成 26 年度からは、県内 4 地域 26 市町村において、消費生活センター設置市を中心とした広域連携による相談体制が開始され、地域の身近な相談窓口が充実したものとなつた。	
○県	
市町村の相談窓口の整備を進めるため、地域の核となる市に消費生活センター設置を働きかけるとともに、消費生活センター設置市を中心とした広域連携による相談体制構築を推進した。	
平成 26 年度からは、青森県消費生活センター相談室が開設されている県内 4 地域において広域連携による相談体制が構築されたことを踏まえ、青森県消費生活センター（以下「県消費生活センター」という。）を本県の「センター・オブ・センターズ」として位置付け、市町村に対する技術的援助や広域的・専門的案件への対応の充実・強化を図るため、各相談室を青森市へ集約した。	
(2) 消費生活相談件数等	
○管内市町村	
全市町村に相談窓口が開設され、消費生活センター設置自治体数も増えたが、相談件数は平成 20 年度の 6,204 件に対し、平成 25 年度は 4,233 件と減少した。しかし、あっせん件数は平成 20 年度の 231 件に対し、平成 25 年度は 433 件と大幅に増加しており、市町村相談窓口の相談対応能力が向上した。	
○県	
県内市町村に寄せられた消費生活相談のうち、高度な案件を引き受け、あっせん等を積極的に実施した。県消費生活センターに寄せられた相談件数は、平成 20 年度の 10,061 件に対し、平成 25 年度は 5,172 件と減少したが、あっせん件数は平成 20 年度の 431 件に対し、平成 25 年度は 679 件と増加しており、消費生活相談の対応力が向上した。	
(3) 都道府県計画に則して実施した主な活性化事業	
○県	
・ 事務用機器や参考図書等を購入し、県消費生活センターの執務環境の充実を図った。また、相談者のプライバシーに配慮した相談スペース等を整備した。（平成 21 年度～平成 24 年度）	
・ 消費生活相談員養成研修受講生のうち 3 名が市町の相談員として採用された。（平成 21 年度～平成 23 年度）	

- ・ 県消費生活センター及び消費者ホットラインの認知度向上、消費者トラブル未然防止のため、各種広報媒体を活用して県民に啓発を図った。(平成 21 年度～平成 26 年度)
- ・ 幅広い層に消費者問題を分かりやすく伝えるための寸劇による出前講座を実施した。
(平成 21 年度～平成 26 年度)
- ・ 近隣市町村による広域連携での相談体制構築のため、先進地事例調査や市町村相談体制強化セミナー等を開催した。その結果、平成 26 年度当初で県内 4 地域において広域連携による相談体制が開始された。(平成 24 年度～平成 25 年度)
- ・ 県内消費者団体の活動の活性化を図るため、N P O 法人青森県消費者協会が実施する消費者活性化事業を支援した。(平成 24 年度～平成 26 年度)
- ・ 消費者教育推進法の施行を踏まえ、中学校・高校等において、平成 25 年度は啓発員等による周知を行い、平成 26 年度は教員を対象としたセミナー等を実施した。
- ・ 県消費生活センター職員全体の報酬月額引き上げ及び時間外勤務手当の支給を実施した。
(平成 21 年度～平成 24 年度、平成 25 年度から自主財源化)
- ・ 消費生活相談員等の消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 25 年度、平成 26 年度から自主財源化)
- ・ 市町村の消費生活相談対応能力向上のため、県センター相談員による市町村巡回指導及びレベルアップ研修会を実施した。(平成 25 年度、平成 26 年度から自主財源化)
- ・ 市町村の相談員確保を支援するため、「消費生活相談員人材バンク」を設置し、登録者に対する研修会を実施した。(平成 25 年度、平成 26 年度から自主財源化)

「地方消費者行政強化作戦」への対応

- ・ どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制を構築し、消費者の安全・安心を確保するため、平成 37 年度までに「地方消費者行政強化作戦」の達成を目指す。

＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消

- ・ 平成 26 年度当初で消費生活相談窓口未設置自治体はなく、相談体制の空白地域は解消済みである。

＜政策目標 2＞相談体制の質の向上

2－1 消費生活センター設立促進

- ・ 平成 26 年度当初で人口 5 万人以上の全自治体に消費生活センターが設置されており、消費生活センター設置市を中心とした広域連携による相談体制も 4 地域 26 市町村で構築された。
- ・ 平成 27 年 4 月からは、県内の全ての地域・県域で広域連携による消費生活相談体制が開始され、県内のどの地域に居住していても、専門の消費生活相談員による助言等が受けられる体制が整備された。

2－2 管内自治体の 50%以上に相談員を配置

- ・ 平成 26 年度当初で県内市町村の 65% にあたる 26 市町村において広域連携による相談体制が構築されており、また、広域連携による相談体制が構築されていない 3 市でも相談員を配置していることから、既に目標を達成している。
- ・ 平成 27 年 4 月からは、県内の全ての地域・県域で広域連携による消費生活相談体制が開始され、専門の消費生活相談員が配置されている。

2－3 消費生活相談員の資格保有率を 75%以上に引き上げ

- ・ 平成 26 年度当初で消費生活相談員の資格保有率は約 38% となっている。平成 36 年度を目

途に消費生活相談員の資格保有率を75%以上に引き上げるため、県が資格を保有していない消費生活相談員を対象とした研修会を年2回開催するとともに、消費生活相談員の資格取得を奨励する。

- 平成27年度当初における消費生活相談員の資格保有率は約44.4%であり、平成36年度までの資格保有率75%以上引き上げに向け、引き続き消費生活相談員の資格取得を奨励する。

2-4 消費生活相談員の研修参加率を100%に引き上げ（各年度）

- 平成25年度は県内の消費生活相談員の研修参加率は約79%となっている。平成27年度中に消費生活相談員の研修参加率を100%に引き上げるため、国民生活センターが実施する研修の周知、交付金による旅費等の財政支援を行い、消費生活相談員が研修に参加しやすい環境整備を進めるとともに、県が市町村の全消費生活相談員を対象として、県内に寄せられた相談を基にした事例検討会を毎月開催し、消費生活相談員の研修参加を奨励する。
- 平成27年度における消費生活相談員の研修参加率は100%となり、目標を達成した。

<政策目標3>適格消費者団体の空白地域解消

- 平成25年度、NPO法人青森県消費者協会が主体となって実施した適格消費者団体設立に向けた調査研究事業において、団体の継続的かつ持続的な運営に必要な人材及び財源の確保について課題があることが判明したことから、課題解決に向け、継続的に検討していくとともに、東北エリアの消費者団体への参画による体制整備についても併せて検討することとなった。
- 現在、仙台市に拠点を置く「NPO法人消費者市民ネットとうほく」が適格消費者団体の認定申請に向けた活動をしており、適格消費者団体の空白地域である東北全体のカバーを目指していることから、今後、連携のあり方を検討していく。（平成26年度、27年度）

<政策目標4>消費者教育の推進

- 青森県消費生活基本計画（計画期間：平成24年度～平成28年度）の改定にあわせ、平成28年度中に消費者教育推進法に基づく消費者教育推進計画を策定するとともに、引き続き、学校や地域における効果的な消費者教育の推進に努める。

<政策目標5>見守りネットワークの推進

- 平成27年度時点における人口5万人以上の市町は6市あるが、いずれも「消費者安全確保地域協議会」は設置していない。消費生活上特に配慮を要する消費者の見守りを図るべく、まずは「消費者安全確保地域協議会」の基礎である地域における見守り活動の推進を図ることとし、見守り活動の推進が図られ、かつ見守り対象者の個人情報の管理が可能な市町においては、「消費者安全確保地域協議会」の設置について検討していく。

消費者行政推進の方針

<平成27年度から平成29年度までの方針>

- 平成27年度までに全市町村で構築した広域連携による消費生活相談体制を維持する。
- 「地方消費者行政強化作戦」を達成するため、全市町村に対して働きかけを行う。
- 市町村の消費生活相談体制の質向上に向けた取組への支援を継続的に実施する。
- 市町村の消費者被害防止に向けた取組への支援を継続的に実施する。
- 市町村の消費者目線やコンプライアンス意識を持った事業者育成に向けた取組への支援を継続的に実施する。
- 県民の消費者被害未然防止のための啓発に関する取組を実施する。

- ・消費者教育に重点的に力を入れるとともに、地域内ネットワーク構築の取組を実施する。
- ・消費者団体の活動促進に向けた取組を実施する。
- ・消費者教育推進法に基づく消費者教育推進計画を策定する。
- ・学校や地域における効果的な消費者教育を推進する。
- ・市町村における見守りネットワーク体制の推進に向けた取組みを継続的に支援する。

<平成 30 年度以降の方針>

- ・平成 29 年度までに構築した市町村の消費生活相談体制を維持する。
- ・市町村が取り組む啓発事業等を交付金活用期間が終了するまで支援する。
- ・チラシ配布等の啓発事業については、多様な主体と連携してより効果的な取組を模索しつつ、交付金活用期間経過後も行う事業を精査していく。
- ・消費者教育の推進については、教育委員会等と連携してより効果的な取組を模索しつつ、交付金活用期間経過後も行う事業を精査していく。
- ・地域内ネットワーク構築については、市町村等と連携して効果的な取組を模索しつつ、交付金活用期間経過後も行う事業を精査していく。
- ・市町村における見守りネットワーク体制の推進については、市町村等と連携して効果的な取り組みを模索しつつ、交付金活用期間経過後も行う事業を精査していく。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策・目標

- ・県民の消費者トラブル防止を目的として、テレビ・ラジオ・新聞等を活用した広報を実施する。(平成 27 年度～平成 29 年度)
- ・高齢者の消費者被害防止を目的として、交通安全母の会やほのぼの交流推進員等と連携した啓発活動を実施する。(平成 27 年度～平成 29 年度)
- ・幅広い層に消費者問題を分かりやすく伝えるための寸劇による出前講座を実施する。
(平成 27 年度～平成 29 年度)
- ・消費者団体活動促進を目的として、協働での啓発活動やリーダー育成研修等を実施する。
(平成 27 年度～平成 29 年度)
- ・高校、大学等の若年層に対する消費者教育を積極的に展開するため、教員を対象としたセミナー等を開催する。(平成 27 年度～平成 33 年度)
- ・消費生活センターが人材育成の拠点となり、地域の消費生活問題への対応力向上のための地域ネットワークを構築する。(平成 29 年度～平成 37 年度)
- ・市町村における見守りネットワーク体制を推進するため、見守りを行う者や見守り対象者に対し、見守りの重要性に関する啓発活動を行う。(平成 29 年度～平成 37 年度)

その他特記事項

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	青森市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活センター機能の強化のため、備品等を購入し、相談室や消費生活情報コーナーなどの拡充を図るとともに、消費生活センター周知のためのバス広告を実施した。(平成 21 年度～平成 24 年度) 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度) 弁護士等を活用した相談窓口高度化のための研修を実施した。(平成 22 年度、平成 23 年度) 消費者被害の未然防止のため、啓発冊子を市民に配布する等の啓発事業を実施した。(平成 21 年度～平成 26 年度) 平成 22 年度から消費生活相談員を 1 名増員し、3 名体制とした。(平成 22 年度～平成 26 年度) 平成 25 年度から消費生活相談員の処遇改善のため、報酬月額を増額した。(平成 25 年度～平成 26 年度) 先駆的プログラム事業として若者に対する消費者教育推進モデル事業を実施した。(平成 25 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 青森市民消費生活センターの相談件数は平成 21 年度の 1,862 件に対し、平成 25 年度は 1,273 件と減少してはいるが、毎年千件以上の相談があり、地域の相談窓口として定着している。 消費生活相談員の研修参加を支援し、対応能力向上が図られた。 消費者被害に関する啓発冊子を市民に配布する等し、消費者被害の未然防止に努めた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 13 年に青森市民消費生活センターを設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度当初では消費生活相談員の資格保有率が 33% であったが、平成 27 年度までに消費生活相談員の資格保有率を増やすため、消費生活相談員の資格取得を支援する。 平成 27 年度当初では消費生活相談員の資格保有率が 66% まで上昇した。消費生活相談員の資格保有率 100% を目指し、引き続き消費生活相談員の資格取得を支援する。 消費生活相談員が研修を受けやすい環境を整備し、研修参加率 100% を維持する。

	<p><政策目標5>「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活上特に配慮を有する消費者を地域で見守るため、関係機関等で構成する「見守りネットワーク」の構築を目指す。
	<p><平成27年度から平成29年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 青森市民消費生活センターを維持する。 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。 消費者被害防止のための啓発事業を継続していく。 見守りを行う団体等を発掘する。 見守りを行う団体等を発掘した際には、必要な支援等を行う。
	<p><平成30年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、交付金活用期間経過後においても維持する。 消費生活相談員の研修参加の支援については、交付金活用期間経過後においても継続する。 消費者被害防止のための啓発事業については、より効果的、効率的な取り組みに重点化し、交付金活用期間経過後も継続していく。 見守りを行う団体等を発掘する。 見守りを行う団体等を発掘した際には、必要な支援等を行う。 見守りを行う団体等の育成・拡充及び事業者団体の理解・協力が図られた際には、「消費者安全確保地域協議会に準じる組織として、「見守りネットワーク」を構築する。
消費者行政推進の方針	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に1名増員し3名体制となった相談員体制を維持する。(平成27年度～平成30年度) 平成25年度に相談員の処遇改善した月額報酬を維持する。(平成27年度～平成33年度) 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成27年度～平成29年度) 消費者被害防止に関する冊子を配布する等の啓発事業を継続していく。(平成27年度～平成29年度)。 消費生活上特に配慮を有する消費者を対象とした見守り活動を行う団体等の募集等をする(平成29年度～平成37年度) 「見守りネットワーク」構成員又は候補となる団体等に対し、見守りに必要な情報を提供する(平成29年度～平成37年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	弘前市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談員等のレベルアップを図るため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～26 年度) ・ 消費者被害防止のための啓発用リーフレット等を市民に配布して、啓発を図った。(平成 21 年度～26 年度) ・ 消費生活センターの機能強化を図るために、パソコン等を購入した。(平成 22 年度～平成 24 年度) ・ 消費生活センターの周知を図るために、ラジオ CM を実施した。(平成 23 年度～平成 24 年度) ・ 広域連携による相談体制を開始するため事務用品を購入等するとともに、広報を実施した。(平成 25 年度) ・ 広域連携による消費生活相談体制を開始するため、相談員を 1 名増員した。(平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民生活センター等が実施する研修会に参加することにより相談員のレベルアップが図られている。あっせん件数が平成 25 年度と平成 21 年度を比較すると 41 件増加している。 ・ 消費生活相談の広域連携により平成 26 年 4 月～9 月の相談件数が昨年度同時期と比較して 242 件増加しており、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・ 消費者被害防止のための啓発用リーフレットを配布する等して、消費者被害の未然防止に努めた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度当初で消費生活センターを設置済み。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度より相談員を 1 名増員し 4 名体制としたため、平成 27 年度以降も現体制を維持していく。 ・ 消費生活相談員が研修を受けやすい環境を整備し、消費生活相談員の研修参加率 100% を維持する。 ・ 平成 26 年度当初の消費生活相談員の資格保有者が 1 名のため、研修会参加等により消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、資格取得を奨励する。 ・ 消費者教育の充実を図ることを目的に研修会等へ参加し、消費生活相談員等の知識の習得や技術を向上させる。 <p><u>＜政策目標 5 ＞「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活上特に配慮を有する消費者を地域で見守るため、関係

	<p>機関等で構成する「見守りネットワーク」を構築する。</p>
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターを維持する。 ・ 消費生活相談の広域連携体制を維持する。 ・ 消費者被害防止のための啓発事業については、より効果的、効率的な取り組みに重点化し、交付金活用期間経過後も継続していく。 ・ 消費生活相談員の消費生活相談能力のレベルアップを図るための取組みについては、交付金活用期間経過後も継続していく。 ・ 消費者教育の推進を図るために研修等に参加し、消費生活相談員のレベルアップを図る。 ・ 小中学生に対する消費者教育の推進を図るために啓発活動、情報発信を行う。 <p>○平成 29 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見守りを行う団体等を発掘する。 ・ 消費生活上特に配慮を有する消費者を地域で見守るため、関係機関等で構成する「見守りネットワーク」を構築する。
<平成 30 年度以降の方針>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、交付金活用期間経過後も維持する。 ・ 消費者被害防止のための啓発事業については、より効果的、効率的な取り組みに重点化し、交付金活用期間経過後も継続していく。 ・ 消費生活相談員の消費生活相談能力のレベルアップを図るための取組みについては、交付金活用期間経過後も継続していく。 ・ 消費生活相談員の研修の確保については、交付金活用期間経過後も維持する。 ・ 小中学生に対する消費者教育の推進を図るために啓発活動、情報発信については、交付金活用期間経過後も維持する。 ・ 見守りを行う団体等の発掘及び構築した「見守りネットワーク」は、交付金活用期間経過後においても、維持に努める。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度から相談員を 1 名増員し 4 名体制とした現体制を維持していく。(平成 27 年度～平成 32 年度) ・ 研修会参加により相談員の消費生活相談能力のレベルアップを図る(平成 27 年度) ・ 消費者被害防止のため、啓発用リーフレット配布等の啓発事業を継続する(平成 27 年度)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や小中学生に対する消費者教育の充実を図ることを目的に研修会等へ参加し、消費者教育の推進に関する消費生活相談員等の知識の習得や技術を向上させる。(平成 28 年度～平成 34 年度) ・ 小中学生を対象とした消費者の安全・安心確保のため啓発・情報発信の周知徹底を図ることを目的に、消費に関するリーフレット、キャリーファイル等の購入配布及び啓発用DVDを作成し、小中学校へ貸出し、消費者教育の推進を目指していく。(平成 28 年度～平成 34 年度) ・ 見守りの対象となる消費者及び家族、周辺住民に対し、見守り活動の必要性等を周知する。(平成 29 年度～平成 35 年度) ・ 消費生活上特に配慮を有する消費者を地域で見守るため、関係機関等で構成する「見守りネットワーク」を構築する。(平成 29 年度～平成 35 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	八戸市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センター機能の強化のため、備品等を購入し相談室や消費生活情報コーナー等の拡充を図るとともに、消費生活センター周知のためのバス広告を実施した。(平成 21 年度～23 年度) ・広域連携による相談体制を開始するために備品等を購入し、相談体制を整えるとともに、相談体制周知のための広報を実施した。(平成 25 年度～平成 26 年度) ・消費生活相談員や行政職員の対応能力向上のため、研修開催及び研修参加支援を行った。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費者向け教育・啓発研修を実施した。(平成 23 年度、24 年度) ・消費生活相談員の報酬引上げ及び時間外手当の付与を行った。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・高校生や大学生に消費者トラブル防止のためパンフレットを配布した。(平成 21 年度～23 年度) ・食品表示や安全に関する研修を開催するとともに、啓発パンフレット等を配布した。(平成 24 年度) ・地域で消費者啓発を行う団体へ啓発グッズの支援を行った。(平成 24 年度～平成 26 年度) ・高齢者の消費者トラブル防止を目的とした市民講師による出前講座を行った。(平成 25 年度～平成 26 年度) ・教員を対象とした消費者教育研修会を実施した。(平成 25 年度～平成 26 年度) ・事業者に対しコンプライアンスや消費者目線について学ぶ研修を実施した。(平成 25 年度～平成 26 年度) ・消費者トラブル防止の観点から地域で高齢者等の見守りを行う「消費者アシスト隊員」の養成を行った。(平成 24 年度～平成 26 年度) ・重点地区を定め、地域の福祉事業者等と協働しながら高齢者へ消費者トラブル防止のパンフレットを配布した。(平成 26 年度) ・消費者教育・啓発用映像教材を制作した。(平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な広報媒体や教育・啓発事業を通じ、市民に幅広く消費生活センターを周知するとともに、消費者被害の未然防止に努めた。 ・消費生活相談員の研修参加回数増加により相談スキルアップを図ることができた。 ・消費生活相談員の報酬引上げや時間外手当の付与により待遇改善を図ることができた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向けの出前講座について、平成22年度は年4回程度だったものが、平成25年度には年30回程度と実施回数が大幅に増加した。 ・地域において見守りを行う人材を育成することができた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標1>相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度に八戸市消費生活センターを設置済み。 ・平成26年度からは周辺町村との広域連携による相談体制を開始した。 <p><u><政策目標2>相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員が研修を受けやすい環境を整備し、消費生活相談員の研修参加率100%を維持する。 ・平成26年度当初は消費生活相談員の資格保有率が25%であったが、国民生活センターの研修に参加させることで消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、消費生活相談員の資格取得を奨励し、資格保有率100%を目指す。 ・資格保有者のH27.3.31付け退職により、平成27年度当初における資格保有率は0%となつたが、引き続き資格取得を奨励し、保有率100%を目指す。 ・平成26年4月から周辺町村との広域連携による相談体制を開始したことにより、消費生活相談員を1名増員し、4名体制とした。 <p><u><政策目標5>「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活上特に配慮を有する消費者を地域で見守るため、関係機関等で構成する「見守りネットワーク」を構築する。
消費者行政推進の方針	<p><u><平成27年度から平成29年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制及び消費生活相談員の待遇を維持する。 ・相談スキルアップのため消費生活相談員及び行政職員の研修参加支援を継続する。 ・消費者教育・啓発に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施する。 ・引き続き、地域で見守りを行う人材の育成・支援を行うとともに新たに連携を図る団体等の掘り起こしを行う。 <p><u><平成30年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、交付金活用期間経過後においても維持する。 ・消費者教育・啓発については、その効果や重要性の高い取組に重点化しつつ、交付金活用期間後も行う事業を精査していく。 ・引き続き、地域で見守りを行う人材の育成・支援を行うとともに新たに連携を図る団体等の掘り起こし及び育成・支援を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りを行う団体等の育成ができた場合には、「消費者安全確保地域協議会」に準じる組織として見守りネットワークを構築し、交付金活用期間経過後においても維持に努める。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の処遇改善後の報酬及び時間外手当を維持する。(平成 27 年度～平成 30 年度) ・相談スキルアップのため相談員及び行政職員の研修参加支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・消費者トラブル防止や相談窓口周知のためのバス車内放送を行う(平成 28 年度) ・消費者アシスト隊員の養成に向けた研修を実施する(平成 27 年度～平成 32 年度) ・事業者に対し、見守り体制の構築に向けた研修及び支援を行う(平成 29 年度～平成 37 年度) ・見守りの対象となる消費者の家族や周辺住民に対し、見守りの必要性等を周知する(平成 29 年度～平成 37 年度) ・関係団体等と見守りネットワーク構築に向けた検討を行い、ネットワーク構築後は、連携する団体等へ支援を行う(平成 29 年度～平成 37 年度) ・高齢者の消費者トラブル防止を目的とした市民講師による出前講座を実施する。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・事業者のコンプライアンス意識の向上を図るため、教育・啓発及び支援に努める。(平成 27 年度～平成 33 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	五所川原市
-------	-----	------	-------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員を 2 名配置した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・ 消費生活センターを開設するためパソコン等の備品等を購入し、相談体制を整えた。(平成 21 年度～平成 24 年度) ・ 担当職員及び消費生活相談員の対応能力強化のため、消費者相談に関する外部研修への参加を支援した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・ 消費者被害防止のための啓発冊子を毎戸配布する等した。(平成 21 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置し、相談件数は、平成 21 年度の 15 件に対し、平成 22 年度は 50 件と増加した。また、平成 26 年度は 8 月末時点で 80 件と相談件数が増加しており、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・ 平成 22 年度から、消費生活相談員の対応能力強化のため、各種研修への参加を支援した結果、平成 25 年度には、相談員 2 名のうち 1 名が国民生活センター認定の消費生活専門相談員の資格を取得し、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 ・ 消費者被害防止のための啓発冊子を毎戸配布する等して、消費者被害の未然防止に努めた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度当初で消費生活相談窓口設置済み <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度当初は消費生活相談員の資格保有率が 50% であったが、平成 30 年度までに消費生活相談員の資格保有率を 100% とするため、国民生活センター等の研修に参加させることで消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、消費生活相談員の資格取得を奨励する。 ・ 消費生活相談員が国民生活センター等の外部研修を受けやすい環境を整備し、消費生活相談員の研修参加率 100% を維持する。 <p><u><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活上特に配慮を有する消費者を地域で見守るため、関係機関等で構成する「見守りネットワーク」を構築する。

	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターを周辺市町の広域的対応窓口として設置・維持する。 ・ 消費生活相談体制を維持・強化するため、弁護士等の活用により消費生活相談員のレベルアップを図る。 ・ 消費者教育・啓発事業を効果的に実施する。 ・ 見守りを行う団体等を発掘する。(平成 29 年度) ・ 見守りを行う団体等に対し、必要な支援等を行う。(平成 29 年度) <p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、交付金活用期間経過後においても維持する。 ・ 消費者教育・啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金活用期間経過後も行う事業を精査していく。 ・ 見守りを行う団体等を発掘する。 ・ 見守りを行う団体等に対し、必要な支援を行う。 ・ 見守りを行う団体等の育成・拡充が図られた際には、「消費者安全確保地域協議会に準じる組織として、「見守りネットワーク」を構築する。 ・ 「見守りネットワーク」構築後は、交付金活用期間経過後においても、維持に努める。
消費者行政推進の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連携による相談体制を開始するために備品等を購入し、相談体制を整備する。(平成 27 年度) ・ 基金を活用して配置した消費生活相談員による消費生活相談体制を維持する。(平成 27 年度～平成 30 年度) ・ 1 日当たり 6,000 円の相談員報酬を処遇改善し、月額 151,400 円（1 日当たり 6,880 円、月 22 日換算）とする。(平成 27 年度～平成 35 年度) ・ 弁護士等の活用により、専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。(平成 27 年度～平成 35 年度) ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 30 年度) ・ 消費者教育・啓発事業として、派遣講座など効果的な消費者被害未然防止事業を実施する。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・ 消費生活上特に配慮を有する消費者を対象とした見守り活動を行う団体等を募集する(平成 29 年度～平成 37 年度)。 ・ 「見守りネットワーク」構成員又は候補となる団体等に対し、見守りに必要な情報を提供する(平成 29 年度～平成 37 年度)

	<ul style="list-style-type: none">・ 見守りの対象となる消費者及び家族、周辺住民に対し、見守り活動の必要性等を周知する（平成 29 年度～平成 37 年度）・ 見守り活動を行う団体等に対し、育成に向けた支援を行う（平成 30 年度～平成 37 年度）・ 見守り活動を行う団体等との意見交換会や研修会等を通じて、「見守りネットワーク」構築に向けた在り方を検討する（平成 30 年度～平成 37 年度）
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	十和田市
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員及び消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員を 1 名配置した。(平成 23 年度～平成 26 年度) ・平成 27 年度からの広域連携での相談体制開始に向けて、消費生活相談員を 1 名体制から 2 名体制にした。(平成 26 年度) ・執務参考図書を購入し、相談体制を整えた。(平成 22 年度～平成 24 年度) ・消費生活センター周知のための広報を実施するとともに、執務参考図書を購入して相談機能を強化した。(平成 25 年度) ・消費者被害防止のための啓発リーフレット等を作成し、消費生活展などで配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費生活の安定及び向上を図るために活動する団体へ補助金を交付して支援した。(平成 24 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度から消費生活相談員 1 名を配置し、週 5 日の相談体制を確立した。また、平成 25 年度には十和田市消費生活センターを開設し相談体制を強化した。その結果、相談件数は平成 22 年度 10 件、平成 23 年度 39 件、平成 24 年度 81 件、平成 25 年度 184 件と相談件数が大幅に増加しており、市民の相談窓口として着実に定着してきているといえる。 ・担当職員及び消費生活相談員に対し、消費相談対応能力の向上の強化のため、研修支援を実施した。この結果、急増する相談にも適切に対応が可能になった他、あっせんについても平成 24 年度 5 件、平成 25 年度 18 件と増加しており対応能力が向上している。 ・消費者被害防止のため、消費生活展の開催やイベントでのブース出展や出前講座による啓発活動を行った。 ・消費者被害防止のための啓発リーフレット等を配布し、消費者被害の未然防止に努めた。 ・消費者団体の活動を支援した結果、消費者団体の活動が活発になり、地産地消の取組や消費者被害防止活動などにおいて自主的な取り組みがみられるようになった。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度当初で消費生活相談窓口設置済み。

	<p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度から消費生活相談員を 1 名体制から 2 名体制にする。 ・消費生活相談員が研修を受けやすい環境を整備し、平成 26 年度以降の研修参加率を 100% とする。 ・平成 27 年度現在、消費生活相談員の資格保有者が 1 名となったが、もう 1 名の相談員についても資格の取得について奨励していく。 <p><u><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活上特に配慮を有する消費者を地域で見守るため、関係機関等で構成する「見守りネットワーク」の構築を目指す。
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持するととともに、平成 27 年度当初において、隣接する七戸町、六戸町と広域的に連携した消費生活センターとして運営を開始する。 ・消費生活相談体制を維持・強化するため、消費生活相談員に引き続き積極的に研修を受けさせレベルアップを図っていく。 ・消費者被害の未然防止のため、啓発事業に取り組む。 ・市の消費者団体については、消費者問題解決のパートナーとして育成を継続していく。 <p>平成 29 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守り実施団体の調査・調整等を実施する。 <p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、交付金活用期間経過後においても維持する。 ・啓発事業や消費者団体への支援に関しては、交付金活用期間経過後も事業を精査して継続する。 ・見守り活動実施団体を調査・調整し、育成・拡充が図られた際には、「消費者安全確保地域協議会」に準じる組織として、「見守りネットワーク」の構築を目指し、構築後は、交付金活用期間経過後においても、維持に努める。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携による相談体制を開始するために備品等を購入し、相談体制を整備する。(平成 27 年度) ・平成 23 年度に配置した消費生活相談員の相談体制、報酬を維持する。(平成 27 年度～平成 31 年度) ・月額 132,000 円の相談員報酬を 6,300 円増額し、平成 28 年度から月額 138,300 円とする処遇改善を実施した。また、この処遇改善に伴い相談員報酬（時間外手当）についても処遇改善し、1 時間あたり 1,325 円から 1,388 円（63 円増）とした。(平成 28 年度～平成 36 年度) ・平成 28 年度から相談員の通勤手当（費用弁償）についても見直し、

	<p>通勤手当の支給となった。（平成 28 年度から平成 36 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度に広域連携の相談体制にあたり、配置した消費生活相談員の相談体制、報酬を維持する。（平成 27 年度～平成 34 年度） ・消費生活相談員の相談対応能力向上のため、研修参加支援を継続していく。（平成 27 年度～平成 29 年度） ・消費者被害未然防止のための啓発事業を継続する。（平成 27 年度～平成 29 年度） ・地域において消費者問題に取り組む団体と連携の強化を図るための事業を実施する。（平成 27 年度） ・見守り活動実施団体等を調査・調整し、見守り活動の実施団体が確立された場合には、活動団体見守りに必要な情報を提供する（平成 29 年度～平成 37 年度） ・見守り活動の実施団体が確立された場合には、見守りの対象となる消費者及び家族、周辺住民に対し、見守り活動の必要性等を周知する（平成 29 年度～平成 37 年度）
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	三沢市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 37 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制強化のため、消費者相談員 2 名を配置した。(平成 26 年度) 担当行政職員及び消費生活相談員の対応能力強化のため研修参加を支援した。(平成 21 年～平成 26 年度) 消費者被害防止のための啓発冊子を作成し、市内全戸、または老人会などで配布した。(平成 22～平成 26 年度) 執務参考図書を購入し、相談体制を整えた(平成 24～25 年度) 消費生活センター開設のため、必要な備品等を購入した。(平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度に 6 件だった相談件数が平成 25 年度には 16 件と増加した。また、平成 26 年 4 月に消費者相談センターを開設したところ、平成 26 年 6 月末現在で 20 件と相談件数が急増しており、地域の相談窓口として定着しつつある。 平成 21 年から担当職員等の消費生活相談対応能力の強化のため研修参加を支援した結果、あっせん件数が増加しており、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 消費生活センター開設のための必要な備品等を購入し、相談体制の整備が進んだ。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年から消費生活相談員を 2 名配置した。 平成 27 年から消費生活センターを開設した。 消費生活相談員が研修を受けやすい環境を整備し、平成 26 年度以降の相談員の研修参加率の目標を 100% として取り組む〔平成 27 年度研修参加率：100%〕。 消費生活相談員を研修に参加させることで相談対応のレベルアップを図るとともに、消費生活相談員の資格取得を奨励する。
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 30 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを設置・維持する。 地域の身近な消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため相談員の更なるレベルアップを図る。 消費者被害未然防止のための啓発事業を実施する。

	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、交付金活用期間経過後においても維持する。 ・ 消費生活相談員の相談対応のレベルアップを目的とした研修参加については、交付金活用期間経過後においても継続して実施する。 ・ 啓発事業については、交付金活用期間経過後も事業を精査して実施する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターを設置する。(平成 27 年度) ・ 消費生活相談員の相談体制、報酬を維持する。(平成 27 年度～平成 34 年度) ・ 月額 160,200 円の相談員報酬を処遇改善し、月額 162,200 円(2,000 円増)とする。(平成 27 年度～平成 35 年度) ・ 月額 162,200 円の相談員報酬を処遇改善し、月額 164,700 円(2,500 円増)とする。(平成 28 年度～平成 36 年度) ・ 相談員、担当職員の対応能力強化のため、研修参加支援を継続する。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・ 消費者被害防止のための啓発冊子を配布し、消費者被害の未然防止に努める。(平成 27 年度～平成 30 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	むつ市
計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日		
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制を強化するため、消費生活相談員 1 名を配置した。（平成 22 年度～平成 26 年度） ・消費生活相談員等の対応能力強化のため、研修参加を支援した。（平成 21 年度～平成 26 年度） ・消費生活センターの PR や悪徳商法被害の防止を中心とした消費者への啓発を強化。（平成 21 年度、平成 23 年度、平成 26 年度） ・消費生活センター新設に伴い、備品等を購入した。 (平成 23 年度～平成 24 年度) ・広域連携による相談体制を開始するため、消費生活センターの拡充を図る等した。（平成 25 年度～平成 26 年度） ・執務参考図書等を購入し、相談体制を整えた。（平成 22 年度） ・消費生活相談件数の増に対応するため、消費生活相談員を 1 名増員し 2 名体制とした。（平成 26 年度） ・消費生活相談員の待遇改善のため、月額の報酬を 14,600 円増額し、144,200 円とした。（平成 26 年度） ・消費生活相談窓口の強化を図るため、下北地域の 4 町村と連携し広域的な消費生活相談を開始した。（平成 26 年度） ・多重債務者の救済のための横断的な庁内連携に関する研修会を開催した。 (平成 26 年度) 		
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 10 月に消費生活センターを開設して以来、相談件数は年々増加し、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・平成 22 年度から、消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援した。その結果、あっせん件数が平成 25 年度の 6 件に対し、平成 26 年 8 月末時点で 8 件となり、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 ・消費者被害の啓発パンフレットを配布する等して、市民の消費者被害防止に努めた。 		

<p>「地方消費者行政強化作戦」への対応</p>	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度当初で消費生活相談窓口を設置済。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度、平成 27 年度当初は消費生活相談員の資格取得率が 50% であったが、100%とするため、国民生活センター等の研修に参加させることで、消費生活相談員のレベルアップを図るとともに資格取得を推奨する。 平成 26 年度以降の消費生活相談員の研修参加率を 100%とする。 (平成 26 年度、平成 27 年度の研修参加率は 100%) <p><u>＜政策目標 5＞見守りネットワークの構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活上特に配慮を有する消費者を地域で見守るため、関係機関等で構成する「見守りネットワーク」を構築する。
<p>消費者行政推進の方針</p>	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持強化するため、消費生活相談員の研修参加を支援する。 市民の消費者被害に対する意識と知識の向上を図るために、継続した啓発により消費者被害の未然防止に努める。 見守りを行う団体等を発掘する。(平成 29 年度) 見守りを行う団体等に対し、必要な支援を行う。(平成 29 年度) <p><u>＜平成 30 年度以降の方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 研修参加支援については、消費生活相談員の知識及び技術の向上を図るために、交付金活用期間経過後においても維持する。 消費生活相談体制については、交付金活用期間経過後においても維持する。 啓発事業については、事業のより効率的な取り組みに重点化しつつ、交付金活用期間経過後も行う事業を精査していく。 見守り団体を行う団体等を発掘する。 見守りを行う団体等に対し、必要な支援等を行う。 見守りを行う団体等の育成・拡充が図られた際には、「消費者安全確保地域協議会」に準じる組織として、「見守りネットワーク」を構築する。 「見守りネットワーク」構築後は、交付金活用期間経過後においても、維持に努める。
<p>消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。 消費生活相談員等の対応能力強化のため、研修参加の支援を継続する。(平成 27 年度～平成 29 年度) 平成 22 年度に新たに採用した消費生活相談員 1 名にかかる相談体制、報酬を維持する。(平成 27 年度～平成 30 年度)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度以降、消費生活相談員の月額報酬を 129,600 円から 14,600 円増額し、月額報酬 144,200 円を維持する。(平成 27 年度～平成 34 年度) ・ 平成 26 年度に新たに採用した消費生活相談員 1 名にかかる相談体制、報酬〔月額 144,200 円（1 日あたり約 6,550 円、月 22 日換算）〕を維持する。(平成 27 年度～平成 34 年度) ・ 市民の消費者被害に対する意識と知識の向上を図るため、啓発用冊子等を配布し、消費者被害の未然防止に努める。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・ 消費生活上特に配慮を有する消費者を対象とした見守り活動を行う団体等を募集する。(平成 29 年度～平成 35 年度) ・ 「見守りネットワーク」構成員又は候補となる団体等に対し、見守りに必要な情報等を提供する。(平成 29 年度～平成 35 年度) ・ 見守りの対象となる消費者及び家族、周辺住民に対し、見守り活動の必要性等を周知する。(平成 29 年度～平成 35 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	つがる市
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執務参考図書を購入して相談体制の充実を図った。(平成 22 年度) ・ 相談業務に従事する行政職員のレベル向上を図るため、専門研修に参加した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・ 消費者被害防止のためのリーフレット等を作成し、市内全戸に配布。また高齢者向け、小中学生向けの世代対象別の啓蒙チラシを作成し配布した。(平成 21 年度～平成 23 年度、平成 25 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談対応職員のレベルアップのために研修参加を支援し、消費生活相談の対応能力が向上した。 ・ 消費者被害防止等のリーフレットを配ることにより、市民の消費者被害の未然防止に努めた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修等に参加し、消費者行政担当職員のレベルアップを図る。 ・ 平成 27 年度から五所川原市消費生活センターと連携した相談体制を開始し、市民が専門の相談員に相談できるようにする。
消費者行政活推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 五所川原市消費生活センターとの広域連携による相談体制を維持する。 ・ 消費生活に関する情報発信、啓発のためのリーフレット等を配布し、消費者被害の未然防止に努める。 ・ 消費者行政担当職員のレベルアップを図るため、継続して研修等に参加する。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、交付金活用期間経過後においても維持する。 ・ 消費生活に関する情報発信、消費者被害防止のためのリーフレットの配布については、より効果的な取り組みを検討し、交付金活用期間経過後も精査し実施していく。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・ 五所川原市消費生活センターとの広域連携体制を維持する。 (平成 27 年度～平成 33 年度)・ 消費者被害防止のためのリーフレットの配布など、市民への的確な周知を行い消費生活の安全を図る。 (平成 27 年度～平成 29 年度)・ 消費者行政担当職員のレベルアップを図るため、県主催の研修等に参加する。 (平成 27 年度～平成 29 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	平川市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者行政担当職員の対応能力強化のため、研修へ参加した。(平成 21～23 年度) ・消費者被害の未然防止のため、講演会等の啓発事業を実施した。(平成 21～23 年度、平成 25 年度) ・執務参考図書を購入し、相談実施体制を整えた。(平成 22 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応職員のレベルアップのために研修参加を支援し、消費生活相談対応の質が向上した。 ・消費者トラブルに関する講演会の開催や冊子の配布により、消費者被害の未然防止に努めた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度から開始した弘前市市民生活センターとの広域連携による相談体制を維持し、市民が専門の相談員に相談できるようにする。 ・研修等に参加し、消費者行政担当職員のレベルアップを図る。
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者行政担当職員のレベルアップを図るため、継続して研修等に参加する。 ・消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施する。 <p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・より効果的な消費者被害未然防止事業に重点を起しつつ、交付金活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者行政担当職員のレベルアップを図るため、研修に参加させる。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・消費者被害未然防止のため、講演会等の啓発事業を継続する。(平成 27 年度～平成 29 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	平内町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに即して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執務参考図書等を購入し、相談実施体制を整えた。(平成 21 年度～平成 23 年度) ・ 消費生活相談窓口の強化を図るため、青森市民消費生活センターと連携した相談体制を開始した。(平成 26 年度) ・ 相談窓口に従事する担当職員を、国民生活センターや県等で実施する消費者行政に係る研修に参加させ消費者相談のレベルアップを図った。(平成 21 年度～平成 23 年度、平成 25 年度～平成 26 年度) ・ 消費者被害の未然防止を図るため、啓発パンフレット等を全戸配布した。(平成 21 年度～平成 23 年度、平成 25 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度から相談窓口担当職員のレベルアップのために研修参加を支援し、消費生活相談の対応能力が向上した。 ・ 消費者被害防止のための啓発パンフレットを全戸配布して、被害の未然防止に努めた。 ・ 平成 26 年度から青森市民消費生活センターと連携した相談体制を開始し、町民が専門的知識を持つ相談員に相談できるようになった。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1>相談窓口の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><政策目標 2>相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当職員の国民生活センターや県等で実施する消費者行政に係る研修への参加を支援し、相談対応のレベルアップを図る。 ・ 平成 26 年度から開始した青森市民消費生活センターとの広域連携による相談体制を維持し、町民が専門の相談員に直接相談できるようにする。
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青森市民消費生活センターとの広域連携による相談体制を維持する。 ・ 担当職員の国民生活センターや県等で実施する消費者行政に係る研修への参加により相談対応能力強化を図る。 ・ 啓発パンフレット等の配布により消費者被害の防止を図る。

	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付金活用期間経過後も行う事業を精査して継続する。
消費者行政推進の方針に即して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青森市民消費生活センターとの広域連携体制を維持する。(平成 27 年度～平成 30 年度) ・ 消費者行政担当職員のレベルアップを図るため、国民生活センターや県等で実施する消費者行政に係る研修等に参加する。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・ 消費者被害防止のための啓発用冊子等を全戸配布し、消費者被害の未然防止に努める。(平成 27 年度～平成 29 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	今別町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執務参考図書等を購入し、相談窓口を強化した。(平成 21 年度～平成 23 年度) ・ 相談対応力向上のため、担当職員を研修に参加させ、レベルアップに努めた。(平成 21 年度～平成 23 年度) ・ 高齢者の悪質商法等被害を防止するため、小冊子の全戸配布を実施した。(平成 21 年度～平成 23 年度) ・ 消費生活相談窓口の強化を図るため、青森市民消費生活センターと連携した相談体制を開始した。(平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者行政の推進に必要な基礎的実務知識を習得するため、国民生活センターによる教育研修や県主催のレベルアップ事業研修に参加した。その結果、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 ・ 啓発冊子を全戸配布して、消費者被害の未然防止に努めた。 ・ 平成 26 年度から青森市民消費生活センターと連携した相談体制を開始し、町民が専門的知識を持つ相談員に相談できるようになった。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修等に参加し、消費者行政担当職員のレベルアップを図る。 ・ 平成 26 年度から開始した広域連携による相談体制を維持し、町民が専門の相談員に直接相談できるようにする。
消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青森市民消費生活センターとの広域連携による相談体制を維持する。 ・ 相談対応力向上のため、担当職員を研修会に参加させ、レベルアップを図る。 ・ 町民の消費者被害に対する意識と知識の向上を図るため、継続した啓発により消費者被害の未然防止に努める。

	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、交付金活用期間経過後においても維持する。 ・ 啓発事業については、交付金活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青森市消費生活センターとの連携を維持する。(平成 27 年度～平成 30 年度) ・ 担当職員の相談対応強化のため、研修会に参加させレベルアップを図る。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・ 消費者被害の防止を図るために、地域住民へ継続した啓発事業を実施する。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・ 若者を対象として成人式等で啓発パンフレットを配布し、若者の消費者問題対応能力向上を図る。(平成 29 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	蓬田村
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口の強化を図るため、青森市民消費生活センターと連携した相談体制を開始した。(平成 26 年度) 相談対応の充実を図るため、担当職員を対象とした研修へ参加した。(平成 21 年度) 消費者被害未然防止のため、啓発冊子を村内全戸へ配布した。(平成 21 年度～平成 23 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度から青森市民消費生活センターと連携した相談体制を開始し、村民が専門的知識を持つ相談員に相談できるようになった。 平成 21 年度に相談対応職員のレベルアップのために研修参加を支援し、消費生活相談の対応能力が向上した。 消費者被害防止のための啓発冊子を全戸配布して、被害防止に努めた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度から開始した広域連携による相談体制を維持し、村民が専門の相談員に直接相談できるようにする。 研修等に参加し、消費者行政担当職員のレベルアップを図る。
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 青森市民消費生活センターとの広域連携による相談体制を維持する。 消費者行政担当職員のレベルアップを図るため、継続して研修等に参加する。 村民の消費者被害に対する意識と知識の向上を図るため、継続した啓発により消費者被害の未然防止に努める。 <p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、交付金活用期間経過後においても維持する。 消費者被害防止のための啓発事業については、交付金活用期間経過後も事業を精査して実施していく。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・ 青森市民消費生活センターとの広域連携体制を維持する。(平成 27 年度～平成 30 年度)・ 消費者行政担当職員のレベルアップを図るため、県主催の研修等に参加する。(平成 27 年度～平成 29 年度)・ 消費者被害防止のための冊子を全戸配布し、消費者被害の未然防止に努める。(平成 27 年度～平成 29 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	外ヶ浜町
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執務参考図書等を購入し、相談実施体制を整えた（平成 23 年度、平成 25 年度）。 ・ 相談対応力向上のため、消費者行政担当職員を対象とした研修会に参加させレベルアップを図った（平成 21 年度～平成 23 年度、平成 25 年度）。 ・ 消費者被害の未然防止のため、消費生活に関する小冊子、パンフレット、チラシの毎戸配布と講演会等を開催した（平成 21 年度～平成 23 年度、平成 25 年度）。 ・ 消費生活相談窓口の強化を図るため、青森市民消費生活センターと連携した相談体制を開始した（平成 26 年度）。
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者行政担当職員のレベルアップを図った。 ・ 啓発冊子を毎戸配布する等して消費者被害の防止に努めた。 ・ 平成 26 年度から青森市民消費生活センターと連携した相談体制を開始し、町民が専門的知識を持つ相談員に相談できるようになった。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修等に参加し、消費者行政担当職員のレベルアップを図る。 ・ 平成 26 年度から開始した広域連携による相談体制を維持し、町民が専門の相談員に直接相談できるようにする。
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青森市民消費生活センターとの広域連携による相談体制を維持する。 ・ 相談対応力向上のため、消費者行政担当職員を対象とした研修会に参加させレベルアップを図る。 ・ 町民の消費者被害に対する意識と知識の向上を図るため、継続した啓発により消費者被害の未然防止に努める。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、交付金活用期間経過後においても維持する。 ・ 啓発事業については、交付金活用期間経過後も行う事業を精査して実施する。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・ 青森市民消費生活センターとの広域連携体制を維持する。（平成 27 年度～平成 30 年度）・ 相談対応力向上のため、消費者行政担当職員を対象とした研修会に参加させレベルアップを図る。（平成 27 年度～平成 29 年度）・ 啓発冊子の配布事業等を実施し、消費者被害の未然防止に努める。（平成 27 年度～平成 29 年度）
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	鰺ヶ沢町
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費者行政担当職員の資質向上を図るため、研修に参加した。 (平成 21 年度～平成 23 年度) 消費者被害防止のための啓発冊子等を毎戸配布した。 (平成 21 年度～平成 23 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置し、相談件数は平成 21 年度は 0 件だったが、平成 25 年度は 2 件となり、窓口の設置が周知してきた。 消費者行政担当職員が研修に参加したことにより、消費生活相談にスムーズに対応できるようになった。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度から消費生活センターを設置している五所川原市を中心とした広域連携による相談体制を開始する。 広域連携による相談体制を円滑に行えるよう現状の窓口を継続する。 窓口職員の専門性を高めるために、県消費生活センター等で実施する研修に参加する。
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域連携による消費生活相談業務を行う。 広域連携による相談体制を円滑に行えるよう現状の窓口を継続する。 消費者被害防止のための小冊子やチラシ等を配布し、啓発を強化する。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、交付金活用期間経過後においても維持する。 啓発事業については、交付金活用期間経過後も行う事業を精査して実施する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 広域連携による消費生活相談体制を維持する。(平成 27 年度～平成 33 年度) 窓口職員の専門性を高めるために、県消費生活センター等で実施する研修に参加する。(平成 27 年度～平成 29 年度)

	<ul style="list-style-type: none">・ 消費者被害防止のための小冊子やチラシ等を配布し、啓発を強化する。(平成 27 年度～平成 29 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	深浦町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の相談対応力強化のため、研修参加を支援した。（平成 21 年度～平成 24 年度） 消費者被害の未然防止を図るため、啓発冊子等を毎戸配布した。（平成 21 年度～平成 25 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度から相談対応職員のレベルアップのために研修参加を支援し、消費生活相談の対応能力が向上した。 消費者被害防止のための啓発冊子等を全戸配布して、被害防止に努めた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度当初で消費生活相談窓口設置済 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談に関する研修に参加して、消費者行政担当職員のレベルアップを図る。 平成 27 年度から広域連携による相談体制を開始し、町民が専門の相談員に直接相談できるようにする。
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 五所川原市消費生活センターとの広域連携による相談体制を維持する。 消費者行政担当職員のレベルアップを図るため、継続して研修に参加する。 町民の消費者被害に対する意識と知識の向上を図るため、啓発により消費者被害の未然防止に努める。 <p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 交付金活用期間経過後も事業を精査して継続する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 五所川原市消費生活センターとの広域連携を維持する。（平成 27 年度～平成 31 年度） 研修に参加して消費者行政担当職員のレベルアップを図る。（平成 27 年度～平成 29 年度） 消費者被害の未然防止を図るため、啓発冊子等を毎戸配布する。（平成 27 年度～平成 29 年度）
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	田舎館村
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費者行政職員に実務知識を習得させるため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 23 年度、平成 26 年度) 消費者被害防止のための啓発冊子を作成し、村内の全戸に配布した。(平成 21 年度～平成 23 年度、平成 25 年度、平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 消費者行政職員に実務知識を習得させるため、研修参加を支援した。その結果、基礎的な実務知識が身に着いた。 消費者被害防止のための啓発冊子を全戸配布して、被害防止に努めた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度当初で消費生活相談窓口設置済み。 <p>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者行政職員を研修等に参加させ、相談窓口対応の向上を図る。 平成 26 年度から開始した弘前市市民生活センターとの広域連携による相談体制を維持し、村民が専門の相談員に直接相談できるようにする。
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談窓口担当職員の実務知識を習得させるため研修参加を支援する。 村民の消費者被害に対する意識と知識の向上を図るために、継続した啓発等により消費者被害の未然防止に努める。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談窓口担当職員の研修参加支援については、交付金活用期間経過後も継続する。 消費者被害防止のための啓発事業については、交付金活用期間経過後も事業を精査して実施していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口担当職員に実務知識を習得させるため研修参加の支援を継続する。(平成 27 年度～平成 29 年度) 消費者被害防止のための啓発冊子の配布等を実施する。(平成 27 年度～平成 29 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	鶴田町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止のための啓発冊子等を毎戸配布した。（平成 21 年度～平成 23 年度） ・ 消費者行政担当職員のレベルアップを図るため研修会等に参加した。（平成 21 年度～平成 23 年度、平成 25 年度～平成 26 年度） ・ 執務参考図書を購入し、相談実施体制を整えた。（平成 22 年度～平成 23 年度） ・ 町防犯協会や民生委員等と連携して、高齢者を対象に啓発リーフレット等を配布する啓発運動を実施した（平成 25 年度～平成 26 年度） ・ 食品ロス削減のための食品ロス実情把握調査や周知啓発等を実施した。（平成 25 年度） ・ 食品ロス削減のための料理教室等を開催した。（平成 26 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品ロス削減のための生ごみ実態調査と調査結果の啓発及びシンポジウムの開催により、食品ロスに対する町民の意識改善が見られ、今後の生ごみ減量化を進めていくきっかけづくりとなつた。 ・ 消費者被害防止のための啓発冊子等を全戸配布して、被害防止に努めた。 ・ 町防犯協会や民生委員等と連携した啓発活動を実施して、地域の消費生活問題への対応能力が向上した。 ・ 消費者行政担当職員の相談対応能力が向上した。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修等に参加し、消費者行政担当職員のレベルアップを図る。 ・ 平成 27 年度から五所川原市消費生活センターと連携した相談体制を開始し、町民が専門の相談員に直接相談できるようにする。
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 五所川原市消費生活センターとの広域連携による相談体制を維持する。 ・ 消費者行政担当職員のレベルアップを図るため、継続して研修等に参加する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民の消費者被害防止のため、啓発冊子等を配布する。 ・ 料理教室を継続して、食品ロス削減に努める。
	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、交付金活用期間経過後においても維持する。 ・ 啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 五所川原市消費生活センターとの広域連携体制を維持する。 (平成 27 年度～平成 33 年度) ・ 地域の身近な消費生活相談窓口としての役割を果たすため、研修等に参加して消費者行政担当職員のレベルアップを図る。 (平成 27 年度～平成 29 年度) ・ 町民の消費者被害防止のため、啓発冊子を配布する等の啓発事業を実施する。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・ 町民の消費者被害に対する意識と知識の向上を図るため、消費者行政学習会を開催する。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・ 食品ロス削減のため、料理教室等を継続する。(平成 27 年度～33 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	中泊町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談への対応力強化のため、担当職員の研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度) 消費者被害防止のための啓発チラシを購入し、町内の全戸に配布した。(平成 21 年度～平成 25 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度から相談対応職員のレベルアップのために研修参加を支援し、消費生活相談の対応能力が向上した。 消費者被害防止のための啓発冊子を全戸配布して、被害防止に努めた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度から広域連携による相談体制を開始し、町民が専門の相談員に直接相談できるようにする。 消費生活相談の一義的窓口としての役割を果たすため、担当職員の研修参加を継続的に実施する。
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域連携での相談体制を維持する。 消費生活相談への対応力強化のため、担当職員を研修等へ参加させる。 啓発チラシの配布や町広報紙を利用して町民への啓発を図っていく。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、交付金活用期間経過後においても維持する。 消費者被害防止のための啓発事業については、交付金活用期間経過後も事業を精査して実施していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 広域連携での相談体制を維持する。(平成 27 年度～平成 31 年度) 消費生活相談への対応力強化のため、担当職員の研修参加の支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 29 年度) 消費者被害防止のための啓発チラシを購入し、町内の全戸に配布する。(平成 27 年度～平成 29 年度)

	<ul style="list-style-type: none">・ 若者を対象として成人式等で啓発パンフレットを配布し、若者の消費者問題対応能力向上を図る。(平成 29 年度～平成 37 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	野辺地町
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 相談対応の充実を図るため、担当職員を県が実施する研修に参加させレベルアップを図った。(平成 21 年度～平成 23 年度) 高齢者の悪徳商法被害の防止を中心として、町民への啓発事業の強化を行った。(平成 21 年度～平成 26 年度) 執務参考図書を購入し、相談実施体制を整えた。(平成 21 年度～平成 24 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 相談対応職員のレベルアップのために研修参加を支援し、消費生活相談の対応能力が向上した。 消費者被害防止のため、啓発冊子等の町管理施設への配置や、イベント時に配布を行い、被害防止に努めた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 研修等に参加し、消費者行政担当職員のレベルアップを図る。 平成 27 年度から三沢市消費生活センターと連携した相談体制を開始し、町民が専門の相談員に直接相談できるようにする。
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 三沢市消費生活センターとの広域連携による相談体制を維持する。 消費者行政担当職員のレベルアップを図るために、継続して研修等に参加する。 町民の消費者被害に対する意識と知識の向上を図るために、継続した啓発により消費者被害の未然防止に努める。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、交付金活用期間経過後においても維持する。 啓発事業や消費者教育に関する事業については、より効果的な取り組みに重点化しつつ、交付金活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 三沢市消費生活センターとの広域連携体制を維持する。(平成 27 年度～平成 33 年度) 消費者行政担当職員のレベルアップを図るために、県主催の研修等に参加する。(平成 27 年度～平成 31 年度)

	<ul style="list-style-type: none">・ 啓発事業については継続して強化を図りながらより効果的な取り組みに重点化していく（平成 27 年度～平成 31 年度）
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	七戸町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活行政担当職員等の対応能力強化のため、研修参加を支援した。 (平成 22 年度、平成 24 年度～平成 26 年度) ・執務参考図書等を購入し、相談実施体制を整えた。(平成 22 年度～平成 23 年度) ・消費生活相談員を養成するため、県主催の消費生活相談員養成研修への参加を支援した。(平成 23 年度) ・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員を配置した。(平成 23 年度～平成 26 年度) ・消費者被害防止のための啓発チラシ等を配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を設置して以来、相談件数は、年々微増している。 (平成 24 年度 16 件→平成 25 年度 19 件) ・消費者行政担当職員及び消費生活相談員の研修参加により、相談窓口対応の質が向上した。 ・消費者被害防止のための啓発チラシ等の配布により、被害防止に努めた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度当初では専門的知識を持った相談員への相談日は、毎月 1 日だけだったが、平成 27 年度からは十和田市消費生活センターと連携した相談体制を開始し、町民が専門の相談員に平日は毎日相談できるようにする。 ・市町村窓口の担当職員も研修に積極的に参加し、レベルアップを図る。
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・十和田市消費生活センターとの広域連携による相談体制を維持する。 ・消費者行政担当職員のレベルアップを図るため、継続して研修等に参加する。 ・消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施する。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付金活用期間経過後も行う事業を精査して実施する。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・十和田市消費生活センターとの広域連携による相談体制を維持する。 (平成 27 年度～平成 33 年度)・消費者行政担当職員のレベルアップを図るため、継続して研修等に参加する。(平成 27 年度～平成 30 年度)・消費者被害防止及び相談窓口周知のための啓発事業（パンフレットやチラシの配布等）を継続的に行う。(平成 27 年度～平成 29 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	六戸町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口の強化のため、担当職員を研修に参加させた。(平成 21～23、25～26 年度) 執務参考図書を購入し、相談実施体制を整えた。(平成 22 年度) 消費者被害防止のため、啓発チラシ等の配布を行った。(平成 21～22、24～26 年度) 民生委員や福祉関係者を対象とした、地域見守りリーダー育成に向けた講習会を実施した。(平成 24 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 研修に参加することにより、担当職員の相談対応能力の向上が図られた。 啓発チラシ等の配布により、消費者被害防止に努めた 民生委員や福祉関係者を対象とした、地域見守りリーダー育成に向けた講習会を実施し、高齢者見守り体制の強化が図られた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度当初で消費生活相談窓口設置済み。 <p><u><政策目標 2>相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 積極的に各種研修への参加を担当職員に促し、能力向上を目指す。 平成 27 年度から十和田市消費生活センターと連携した相談体制を開始し、町民が専門の相談員に直接相談できるようにする。
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 十和田市消費生活センターとの広域連携による相談体制を維持する。 継続して町の消費生活相談窓口を残すため、研修等により担当職員のスキル向上を図る。 町広報誌等を活用した啓発事業を実施する。 社会福祉協議会や地域包括支援センターなど関係機関との連携を強化し、消費者被害防止を図る。 <p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、交付金活用期間経過後においても維持する。 啓発事業については、交付金活用期間経過後も実施する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 十和田市消費生活センターとの広域連携体制を維持する。(平成 27～33 年度) 相談窓口担当職員の研修参加を継続支援する。(平成 27～29 年度) 町広報誌等を活用した啓発事業を実施する。(平成 27～29 年度)

その他特記事項	
---------	--

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	横浜町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談担当職員の対応能力強化のため、研修会に参加した（平成 21 年度～平成 23 年度） 消費者被害防止のため消費者教育・啓発に関する冊子を購入し、町内各世帯やイベント時に配布した（平成 21 年度～平成 23 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 研修会に参加したことにより、消費生活相談担当職員の対応能力のレベルアップが図られた。 啓発リーフレットを全戸配布する等して、消費者被害の未然防止に努めた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 研修等に参加し、消費者行政担当職員のレベルアップを図る。 平成 27 年度から三沢市消費生活センターと連携した相談体制を開始し、町民が専門の相談員に相談できるようにする。
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 三沢市消費生活センターとの広域連携による相談体制を維持する。 消費者行政担当職員のレベルアップを図るために、継続して研修等に参加する。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、交付金活用期間経過後においても維持する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 三沢市消費生活センターとの広域連携体制を維持する。（平成 27～31 年度） 消費者行政担当職員の研修参加を支援する。（平成 27～29 年度）
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	東北町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口の対応能力強化のため、担当職員を対象とした研修に参加した。(平成 21 年度～平成 26 年度) 執務参考図書を購入し、相談実施体制を整えた。(平成 22 年度～平成 23 年度) 消費者被害防止のため、啓発冊子を全戸配布する等した。(平成 21 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度から相談対応職員のレベルアップのために研修参加を支援し、消費生活相談の対応能力が向上した。 消費者被害防止のための啓発冊子を全戸配布する等して、被害防止に努めた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 研修等に参加し、消費者行政担当職員のレベルアップを図る。 平成 27 年度から三沢市消費生活センターと連携した相談体制を開始し、町民が専門の相談員に直接相談できるようにする。
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 三沢市消費生活センターとの広域連携による相談体制を維持する。 消費者行政担当職員のレベルアップを図るために、継続して研修等に参加する。 町民の消費者被害に対する意識と知識の向上を図るために、継続した啓発等により消費者被害の未然防止に努める。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、交付金活用期間経過後においても維持する。 消費者被害防止のための啓発事業については、交付金活用期間経過後も事業を精査して実施していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 三沢市消費生活センターとの広域連携体制を維持する。(平成 27 年度～平成 33 年度) 消費者行政担当職員のレベルアップを図るために、県主催の研修等に参加する。(平成 27 年度～平成 31 年度) 消費者被害防止のための冊子を全戸配布する等、消費者被害の未然防止に努める。(平成 27 年度～平成 31 年度)

その他特記事項	
---------	--

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	六ヶ所村
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害の未然防止を図るため、啓発冊子等を全戸配布した。(平成 21 年度～平成 23 年度) 執務参考図書を購入し、相談実施体制を整えた。(平成 22 年度～平成 23 年度) 消費者行政担当職員の相談対応力向上のため、研修会に参加した。(平成 22 年度～平成 23 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のための啓発冊子等を全戸配布して、被害防止に努めた。 消費者行政担当職員のレベルアップを図った。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度当初から消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談に関する研修や会議へ参加して、消費者行政担当職員のレベルアップを図る。 平成 27 年度から広域連携による相談体制を開始し、村民が専門の相談員に直接相談できるようにする。
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 三沢市消費生活センターとの広域連携による相談体制を維持する。 消費者行政担当職員のレベルアップを図るために、継続して研修等に参加する。 啓発事業については、基金活用期間経過後も事業を精査して継続する。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、交付金活用期間経過後においても維持する。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・ 三沢市消費生活センターとの広域連携体制を維持する。(平成 27 年度～31 年度)・ 地域の身近な消費生活相談窓口としての役割を果たすため研修等に参加して消費者行政担当職員のレベルアップを図る。(平成 27 年度～平成 28 年度)・ 消費者被害防止のための啓発冊子を全戸配布する等の啓発事業を実施する。(平成 27 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	おいらせ町
-------	-----	------	-------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口の強化を図るため、八戸市消費生活センターと連携した相談体制を開始した。（平成 26 年度） 相談窓口に従事する担当職員を、県が実施する消費者行政に係る研修に参加させ相談員のレベルアップを図った。（平成 21 年度～平成 23 年度） 消費者被害の未然防止を図るため、啓発パンフレット等を配布した。（平成 21 年度～平成 24 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度から八戸市消費生活センターと連携した相談体制を開始し、町民が専門的知識を持つ相談員に相談できるようになった。 平成 21 年度から相談対応職員のレベルアップのために研修参加を支援し、消費生活相談の対応能力が向上した。 消費者被害防止のための啓発パンフレット等を配布して、被害の未然防止に努めた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 研修等に参加し、消費者行政担当職員のレベルアップを図る。 平成 26 年度から開始した広域連携による相談体制を維持し、町民が専門の相談員に直接相談できるようにする。
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 八戸市消費生活センターとの広域連携による相談体制を維持する。 消費者行政担当職員のレベルアップを図るために、継続して研修等に参加する。 町民の消費者被害に対する意識と知識の向上を図るために、継続した啓発等により消費者被害の未然防止に努める。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、交付金活用期間経過後においても維持する。 消費者被害防止のための啓発事業については、交付金活用期間経過後も事業を精査して実施していく。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・ 八戸市消費生活センターとの広域連携体制を維持する。（平成 27 年度～平成 30 年度）・ 消費者行政担当職員のレベルアップを図るため、県主催の研修等に参加する。（平成 27 年度～平成 29 年度）・ 消費者被害防止のためのパンフレット等を配布し、消費者被害の未然防止に努める。（平成 27 年度～平成 29 年度）
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	大間町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口の強化を図るため、むつ市消費生活センターと連携した相談体制を開始した。(平成 26 年度) ・消費者行政の推進に必要な基礎的知識や技法を習得させ、担当職員の資質の向上を図るため、研修会等に参加した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費者被害の未然防止を図るため、パンフレット等を全戸配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度からむつ市消費生活センターと連携した相談体制を開始し、町民が専門的知識を持つ相談員に相談できるようになった。 ・平成 21 年度から相談対応職員のレベルアップのために研修参加を支援し、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 ・消費者被害防止のための啓発冊子を全戸配布して、被害防止に努めた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的に研修等に参加し、消費者行政担当職員のレベルアップを図る。 ・平成 26 年度から開始した広域連携による相談体制を維持し、町民が専門の相談員に直接相談できるようにする。
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・むつ市消費生活センターとの広域連携による相談体制を維持する。 ・消費者行政担当職員のレベルアップを図るため、継続して研修等に参加する。 ・町民の消費者被害に対する意識と知識の向上を図るため、継続した啓発等により消費者被害の未然防止に努める。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、交付金活用期間経過後においても維持する。 ・消費者被害防止のための啓発事業については、交付金活用期間経過後も事業を精査して実施していく。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・むつ市消費生活センターとの広域連携体制を維持する。（平成 27 年度～平成 30 年度）・消費者行政担当職員のレベルアップを図るため、県主催の研修等に参加する。（平成 27 年度～平成 29 年度）
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	東通村
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の相談対応力強化のため、研修会等に参加した。（平成 21 年度～平成 23 年度） 消費者被害の未然防止を図るため、啓発冊子を全戸配布した。（平成 21 年度～平成 23 年度） 消費生活相談窓口の強化を図るため、むつ市消費生活センターと連携した相談体制を開始した。（平成 26 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度から相談対応職員のレベルアップのために研修参加を支援し、消費生活相談の対応能力が向上した。 消費者被害防止のための啓発冊子を全戸配布して、被害防止に努めた。 平成 26 年度からむつ市消費生活センターと連携した相談体制を開始し、村民が専門的知識を持つ相談員に相談できるようになった。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 研修等に参加し、消費者行政担当職員のレベルアップを図る。 平成 26 年度から開始した広域連携による相談体制を維持し、村民が専門の相談員に直接相談できるようにする。
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> むつ市消費生活センターとの広域連携による相談体制については、交付金活用期間経過後においても維持する。 <p><平成 30 年度以降の方針></p>
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> むつ市消費生活センターとの広域連携体制を維持する。（平成 27 年度～平成 28 年度）
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	風間浦村
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の相談レベルアップのため、各種研修会へ参加した。 (平成 21 年度～平成 23 年度、平成 25 年度～平成 26 年度) 消費者被害者防止のため悪質商法事例集等を村内全戸へ配布を行った。(平成 21 年度～平成 23 年度) 消費生活相談窓口強化のため、むつ市消費生活センターと連携した相談体制を開始した。(平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度から相談対応担当職員のレベルアップのために研修参加を支援し、消費生活相談の対応能力が向上した。 消費者被害防止のための啓発チラシを村内全戸に配布を行い被害防止に努めた。 平成 26 年度からむつ市消費生活センターと連携した相談体制を開始し、村民が専門的知識を持つ相談員に相談できるようになった。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度から開始した広域連携による相談体制の維持し、村民が専門の相談員に直接相談できるようにする。 相談窓口の担当職員のレベルアップのため、各種研修会等へ参加する。
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> むつ市消費生活センターとの広域連携による相談体制を維持する。 村職員の窓口対応のレベルアップのため、各種研修会等に参加する。 啓発事業については、交付金活用期間経過後も行う事業を精査していく。 <p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、交付金活用期間経過後においても維持する。 啓発事業については、交付金活用期間経過後も行う事業を精査していく。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・ むつ市消費生活センターとの広域連携体制を維持する。（平成 27 年度～平成 30 年度）・ 相談窓口対応のレベルアップのため各種研修会等へ積極的に参加する。（平成 27 年度～平成 29 年度）
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	佐井村
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費者行政担当職員のレベルアップを図るため、県開催の研修等に参加した。(平成 21 年度～平成 26 年度) 消費者犯罪や暮らしに役立つ情報等が掲載された冊子を村内の全戸へ配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度) 消費生活相談窓口の強化を図るため、むつ市消費生活センターと連携した相談体制を開始した。(平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度から相談を受け付ける職員のレベルアップのために研修参加を支援し、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 消費者被害防止のための啓発冊子を全戸配布して、被害防止に努めた。 平成 26 年度からむつ市消費生活センターと連携した相談体制を開始し、村民が専門的知識を持つ相談員に相談できるようになった。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 積極的に研修等に参加し消費者行政担当職員のレベルアップを図る。 平成 26 年度から開始した広域連携による相談体制を維持し、村民が専門の相談員に直接相談できるようにする。
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者行政担当職員のレベルアップを図るため、継続して研修等に参加する。 村民の消費者被害に対する意識と知識の向上を図るため、継続した啓発等による消費者被害の未然防止に努める。 むつ市消費生活センターとの広域連携による相談体制を維持する。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、交付金活用期間経過後においても維持する。 消費者被害防止のための啓発事業については、交付金活用期間経過後も事業を精査して実施していく。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・ 消費者行政担当職員のレベルアップを図るため、県開催の研修等に参加する。(平成 27 年度～平成 29 年度)・ 消費者被害に対する意識と知識の向上を図るため、啓発用冊子やチラシを住民に配布し、消費者被害の未然防止に努める。(平成 27 年度～平成 29 年度)・ むつ市消費生活センターとの広域連携体制を維持する。(平成 27 年度～平成 30 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	三戸町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のため、町広報紙に「振り込め詐欺」や「悪質商法」等の記事を掲載し、注意喚起を行った。(平成 21 年度～平成 23 年度) 担当職員の対応能力強化のため、研修会に参加した。(平成 21 年度～平成 23 年度) 参考図書を購入し、相談実施体制を整えた。(平成 22 年度～平成 23 年度) 消費生活相談窓口強化のため、八戸市消費生活センターと連携した相談体制を開始した。(平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 各家庭に配布される町広報紙に「振り込め詐欺」や「悪質商法」等の実際に問題となった事例や対応策等の啓発記事を掲載することで、広く注意喚起をすることができた。 研修会に参加し、相談者からの話の聞き取り方や注意点、対応の仕方を学び、消費生活相談の対応能力が向上した。 平成 26 年度から八戸市消費生活センターと連携した相談体制を開始し、市民が専門的知識を持つ相談員に無料で相談し、問題解決に取り組むことができるようになった。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度から町に相談窓口を設置。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度から開始した広域連携相談体制を維持し、市民が専門の相談員に直接相談することができるようとする。 研修等に参加し、消費者行政担当職員のレベルアップを図る。
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の広域連携体制を維持する。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 広域連携による消費生活相談体制について、交付金活用期間経過後においても維持する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 八戸市消費生活センターとの広域連携体制を維持する。(平成 27 年度～平成 32 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	五戸町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の相談対応能力強化のために各種研修会へ参加した。 (平成 21 年度～平成 26 年度) 消費者被害防止のための啓発チラシ等を作成し、町内の全戸に配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度) 執務参考図書を購入し、相談実施体制を整えた。 (平成 22 年度、平成 24 年度) 消費生活相談窓口強化のため、八戸市消費生活センターと連携した相談体制を開始した。(平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口担当職員のレベルアップを図った。 消費者被害防止のため啓発チラシ等を全戸配布して、被害防止に努めた。 平成 26 年度から八戸市消費生活センターと連携した相談体制を開始し、町民が専門的知識を持つ相談員に相談できるようになった。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 平成 26 年度から八戸市消費生活センターと連携した相談体制を開始。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度から開始した広域連携による相談体制を維持し、町民が専門の相談員に直接相談できるようにする。 町相談窓口の担当職員のレベルアップを図るため、各種研修会へ参加させる
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 八戸市消費生活センターとの広域連携相談体制を維持する。 町相談窓口のレベルアップのため、担当職員を各種研修会へ参加させる。 消費者被害防止のための、啓発事業を実施する。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 八戸市消費生活センターとの広域連携相談体制について、交付金活用期間経過後も維持する。 相談窓口担当職員のレベルアップ事業については、交付金活用期間経過後も継続する。

	<ul style="list-style-type: none"> 啓発事業については、より効果的な方法に重点化し、交付金活用期間経過後も行う事業を精査して実施する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 八戸市消費生活センターとの広域連携を維持・強化する。(平成 27 年度～平成 32 年度) 町相談窓口担当者のレベルアップを図るため各種研修会へ参加させる。(平成 27 年度～平成 31 年度) 消費者被害防止のため、啓発事業を実施する。(平成 27 年度～平成 31 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	田子町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 職員のレベルアップを図るため、研修会に参加させた。（平成 21 年～平成 23 年度） 消費者被害防止のためのリーフレットを町内全戸配布した。（平成 21 年度～平成 23 年度） 消費生活相談窓口の強化を図るため、八戸市消費生活センターと連携した相談体制を開始した。（平成 26 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 職員の研修参加により、相談能力の質が向上した。 リーフレットの全戸配布等により、消費者被害の未然防止に努めた。 平成 26 年度から八戸市消費生活センターと連携した相談体制を開始し、町民が専門的知識を持つ相談員に相談できるようになった。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当職員のレベルアップを図るため、各種研修会へ参加する。 平成 26 年度から開始した広域連携による相談体制を維持し、町民が専門の相談員に直接相談できるようにする。
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 八戸市消費生活センターとの広域連携相談体制を維持する。 消費者行政担当職員のレベルアップを図るため、継続して研修等に参加する。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 交付金活用事業については、活用期間経過後も事業内容を精査して継続する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 八戸市消費生活センターとの広域連携体制を維持する。（平成 27 年度～平成 30 年度） 職員の相談対応能力強化のため、研修会参加を継続する。（平成 27 年度～平成 29 年度）
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	南部町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止のために啓発チラシを作成し、町内全戸に配布・回覧した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・ 消費生活相談のため、参考図書を購入し、相談実施体制を整えた。(平成 22 年度～平成 24 年度) ・ 相談内容の充実を図るため、消費者相談に関する研修に参加させるなど担当職員のレベルアップを図った。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・ 地域の祭りで高齢者等の悪徳商法被害防止の啓発のために、パンフレット等を配布した。(平成 26 年度) ・ 若者を対象とした消費者教育の広報・周知を図るため、成人式などで啓発パンフレットを配布した。(平成 23 年度～平成 26 年度) ・ 消費生活相談窓口の強化を図るため、八戸市消費生活センターと連携した消費生活相談を開始した。(平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 18 年度から消費生活相談窓口を設置しているが、相談件数は年に数件程度であり、相談窓口があまり定着していないと思われる。 ・ 平成 21 年度から相談を受け付ける職員のレベルアップのために研修参加を支援し、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 ・ 平成 26 年度からは八戸市消費生活センターと連携した相談体制を開始し、町民が専門的知識を持つ相談員に相談できるようになった。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 18 年度当初で消費相談窓口開設済み。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度から開始した広域連携による相談体制を維持し、町民が専門の相談員に直接相談できるようにする。 ・ 町相談窓口の担当職員のレベルアップを図るため、国民生活センターや県で実施する各種研修へ参加させる。

消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町相談窓口のレベルアップのため、担当職員を研修へ参加させる。 ・ 八戸市消費生活センターと連携した相談体制を強化する。 ・ 啓発チラシ、パンフレットを配布する等の消費者被害未然防止事業を実施する。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金活用期間経過後においても、事業内容を精査して事業を継続する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 八戸市消費生活センターとの広域連携での相談体制を維持・強化する。(平成 27 年度～平成 32 年度) ・ 町相談窓口担当職員の対応能力強化のため、研修参加を継続する。(平成 27 年度～平成 31 年度) ・ 消費者被害防止のために、啓発チラシを毎戸配布、啓発パンフレットを敬老会や成人式のイベント等で配布する。(平成 27 年度～平成 31 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	階上町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 相談体制の充実及び職員のレベルアップを図るため、県等で実施する研修に職員を参加させた。(平成 21 年度～平成 26 年度) 消費者被害防止のためのリーフレットを町内全戸配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度) 自立した消費者育成のための講演会を実施した。(平成 24 年度～平成 26 年度) 消費生活相談窓口の強化を図るため、八戸市消費生活センターと連携した消費生活相談を開始した。(平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談の広域連携開始後、八戸市消費生活センター受付の当町の相談件数が増加しており、連携の効果が表れている。 職員の研修参加により、相談能力の質が向上した。 リーフレットの全戸配布や、自立した消費者の育成のための講演会を実施したことにより、町民に相談窓口が周知されるとともに、消費者問題への理解が深まった。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 平成 26 年度から八戸市消費生活センターと連携した消費生活相談を開始。 <p>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 町民が専門の相談員に直接相談できるように、平成 26 年度から開始した広域連携による相談体制を維持する。 町相談窓口の担当職員のレベルアップを図るため、各種研修会へ参加する。
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 八戸市消費生活センターとの広域連携相談体制を維持する。 町相談窓口のレベルアップを図るため、担当職員を研修へ参加させる。 消費者問題解決力の強化のために、啓発や講演会を継続して行う。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 八戸市消費生活センターとの広域連携による相談体制については、交付金活用期間経過後も維持する。 啓発事業や講演会開催については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金活用期間経過後も行う事業を精査していく。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・ 八戸市消費生活センターとの広域連携による相談体制を維持する。(平成 27 年度～平成 32 年度)・ 職員の相談対応能力強化のため、研修参加を継続する。(平成 27 年度～平成 31 年度)・ 消費者被害防止のためリーフレットの全戸配布や講演会を継続する。(平成 27 年度～平成 31 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	青森県	市町村名	新郷村
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の相談対応能力強化のために各種研修会へ参加した。 (平成 21 年度～平成 26 年度) 執務参考図書やパソコン等を購入し、相談実施体制を整えた。 (平成 21 年度～平成 24 年度) 高齢者の消費者被害防止のため、庁内の関係機関と連携した講座を行った。 (平成 23 年度～平成 24 年度) 消費者被害防止のための啓発チラシ等を町内の全戸に配布した。 (平成 22 年度～平成 24 年度) 消費生活相談窓口の強化を図るため、八戸市消費生活センターと連携した消費生活相談を開始した。 (平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修会へ参加して相談窓口担当職員のレベルアップを図った。 消費者被害防止のため、啓発チラシ等の毎戸配布や庁内関係機関職員対象の啓発講座を実施して、消費者被害の未然防止に努めた。 平成 26 年度から八戸市消費生活センターと連携した相談体制を開始し、村民が専門的知識を持つ相談員に相談できるようになった。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 村民が専門の相談員に直接相談できるように、平成 26 年度から開始した広域連携による相談体制を維持する。 町相談窓口の担当職員のレベルアップを図るため各種研修会へ参加する。
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 八戸市消費生活センターとの広域連携相談体制を維持する。 担当職員のレベルアップのため各種研修会への参加を継続する。 消費者被害防止のための、啓発事業を実施する。

	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 八戸市消費生活センターとの広域連携相談体制について、交付金活用期間経過後も維持する。 担当職員のレベルアップのための各種研修会参加について、交付金活用期間経過後も継続する。 啓発事業については、より効果的な方法に重点化し、交付金活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 八戸市消費生活センターとの広域連携を維持・強化する。(平成 27 年度～平成 32 年度) 相談窓口担当者のレベルアップを図るため各種研修会へ参加(平成 27 年度～平成 31 年度) 消費者被害防止のため、啓発冊子を毎戸配布する。(平成 27 年度～平成 32 年度) 児童の製品事故被害防止のため、学校や児童福祉施設等に専用の啓発用冊子を配布する。(平成 29 年度～平成 39 年度)
その他特記事項	